

電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令新旧対照表

○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成12・05・29資第16号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
別添3 電気事業法第28条の4第6第1項の規定による送配電等業務指針の認可の基準について 1. 法第28条の4第5第1号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。 (1) [略] (2) <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、推進機関が策定する長期方針を基礎としつつ、少なくとも次に掲げる事項の蓋然性を総合的に勘案して、地内送電線の増強に係る整備計画を策定しなければならない旨</u> ①～⑥ [略] (3)・(4) [略] (5) 推進機関は、以下の要件を満たす場合には、広域系統整備計画策定の手続（以下「計画策定プロセス」という。）を開始しなければならない旨 ① [略] ② 推進機関が、以下の観点から、計画策定プロセスの開始が必要であると認める場合 イ 安定供給の観点	別添3 電気事業法第28条の4第6第1項の規定による送配電等業務指針の認可の基準について 1. 法第28条の4第5第1号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。 (1) [略] (2) <u>一般送配電事業者は、推進機関が策定する長期方針を基礎としつつ、少なくとも次に掲げる事項の蓋然性を総合的に勘案して、地内送電線の増強に係る整備計画を策定しなければならない旨</u> ①～⑥ [略] (3)・(4) [略] (5) 推進機関は、以下の要件を満たす場合には、広域系統整備計画策定の手続（以下「計画策定プロセス」という。）を開始しなければならない旨 ① [略] ② 推進機関が、以下の観点から、計画策定プロセスの開始が必要であると認める場合 イ 安定供給の観点

・ 複数の発電機の計画外停止が実際に発生し、このことにより一般送配電事業者の<u>供給区域の予備力</u>を超える大幅な供給力が喪失した際に、地域間連系線が運用容量まで使用されたにも関わらず供給支障が発生した場合 ・ [略] ロ [略] ③ [略] (6) ～ (8) [略] <u>(9) 広域系統整備計画の実施主体は、系統設置交付金の算定に資するため再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）第28条第3項の系統電気工作物の設置及び維持に要する費用の額を推進機関に提出しなければならない旨</u> <u>(10) (1) から (9) までのほか、審議会等を踏まえ、法第28条の45第1号に規定する事項について指針とすべき事項</u> 2.・3. [略] <u>4. 省令第13条第2号に掲げる事項として、上記2. に準じた内容が記載されていること</u> <u>5. 省令第13条第3号に掲げる事項として、上記2. (14) に準じた内容が記載されていること</u> <u>6. 省令第13条第4号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること</u>	・ 複数の発電機の計画外停止が実際に発生し、このことにより一般送配電事業者の<u>供給予備力</u>を超える大幅な供給力が喪失した際に、地域間連系線が運用容量まで使用されたにも関わらず供給支障が発生した場合 ・ [略] ロ [略] ③ [略] (6) ～ (8) [略] [新設] <u>(9) (1) から (8) までのほか、審議会等を踏まえ、法第28条の45第1号に規定する事項について指針とすべき事項</u> 2.・3. [略] [新設] <u>4. 省令第13条第2号に掲げる事項として、上記2. (14) に準じた内容が記載されていること</u> <u>5. 省令第13条第3号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること</u>
--	---

(1) 需要想定に関する事項

一般送配電事業者、配電事業者、小売電気事業者及び登録特定送配電事業者は、少なくとも次に掲げる考え方及び推進機関が策定した需要想定要領に基づき、その供給計画における需要想定を適切に行わなければならない旨

① 一般送配電事業者及び配電事業者は、推進機関から提供される情報を前提に、その供給区域の需要想定を行わなければならない旨及び過去に実施した自らの需要想定と過去の需要実績との差異を検証し、その結果を推進機関に提出するとともに、需要想定に反映しなければならない旨

② 小売電気事業者及び登録特定送配電事業者は、推進機関から提供される情報、電源の調達計画、電気の販売計画等を踏まえ、その小売供給の相手方の需要想定を行わなければならない旨及び過去に実施した自らの需要想定と過去の需要実績との差異を検証し、当該検証結果をその需要想定に反映しなければならない旨

(2) 供給力の量に係る供給信頼度の確保に関する事項

電気供給事業者は、推進機関より、供給力の量に係る供給信頼度の分析を行うために必要なデータの提出の要請があった場合、これに応じなければならない旨

(3) 供給力の質に係る供給信頼度の確保に関する事項

① 周波数に係る事項について、一般送配電事業者及び配電事業者は、推進機関より、電気事業法令に基づき保存している記録その他の別添2の2.(12)①の分

(1) 需要想定に関する事項

電気事業者は、少なくとも次に掲げる考え方及び推進機関が策定した需要想定要領に基づき、その供給計画における需要想定を適切に行わなければならない旨

① 一般送配電事業者は、推進機関から提供される情報を前提に、その供給区域の需要想定を行わなければならない旨及び過去に実施した自らの需要想定と過去の需要実績との差異を検証し、その結果を推進機関に提出するとともに、需要想定に反映しなければならない旨

② 電気事業者は、推進機関から提供される情報、電源の調達計画、電気の販売計画等を踏まえ、その小売供給の相手方の需要想定を行わなければならない旨及び過去に実施した自らの需要想定と過去の需要実績との差異を検証し、当該検証結果をその需要想定に反映しなければならない旨

(2) 供給力の量に係る供給信頼度の確保に関する事項

電気事業者は、推進機関より、供給力の量に係る供給信頼度の分析を行うために必要なデータの提出の要請があった場合、これに応じなければならない旨

(3) 供給力の質に係る供給信頼度の確保に関する事項

① 周波数に係る事項について、一般送配電事業者は、推進機関より、電気事業法令に基づき保存している記録その他の別添2の2.(10)①の分析を行うために

析を行うために必要な情報の提出の要請があった場合、これに応じなければならない旨 ② <u>電圧に係る事項について、一般送配電事業者及び配電事業者</u>は、推進機関より、電気事業法令に基づき保存している記録その他の別添2の<u>2. (1 2) ①</u>の分析を行うために必要な情報の提出の要請があった場合、これに応じなければならない旨 ③ <u>停電に係る事項について、一般送配電事業者及び配電事業者</u>は、推進機関より、電気事業法令に基づき経済産業大臣に提出している情報その他の別添2の<u>2. (1 2) ①</u>の分析を行うために必要な情報の提出の要請があった場合、これに応じなければならない旨 (4) (1) から (3) までのほか、審議会等を踏まえ、省令第13条第4号に規定する事項について指針とすべき事項 7. <u>省令第13条第5号</u>に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること (1) [略] (2) <u>一般送配電事業者及び配電事業者</u>による調整力（別添2の<u>2. (1 2) ③</u>に規定する調整力をいう。以下同じ。）の確保に関する事項 ① <u>一般送配電事業者及び配電事業者</u>は、毎年度、翌年度における周波数制御、需給バランス調整その他の系統安定化業務を行うために必要とする調整力の量、スペック、これらを必要とする理由及びその確保に関する	必要な情報の提出の要請があった場合、これに応じなければならない旨 ② <u>電圧に係る事項について、一般送配電事業者</u>は、推進機関より、電気事業法令に基づき保存している記録その他の別添2の<u>2. (1 0) ①</u>の分析を行うために必要な情報の提出の要請があった場合、これに応じなければならない旨 ③ <u>停電に係る事項について、一般送配電事業者</u>は、推進機関より、電気事業法令に基づき経済産業大臣に提出している情報その他の別添2の<u>2. (1 0) ①</u>の分析を行うために必要な情報の提出の要請があった場合、これに応じなければならない旨 (4) (1) から (3) までのほか、審議会等を踏まえ、省令第13条第3号に規定する事項について指針とすべき事項 6. <u>省令第13条第4号</u>に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること (1) [略] (2) <u>一般送配電事業者</u>による調整力（別添2の<u>2. (1 0) ③</u>に規定する調整力をいう。以下同じ。）の確保に関する事項 ① <u>一般送配電事業者</u>は、毎年度、翌年度における周波数制御、需給バランス調整その他の系統安定化業務を行うために必要とする調整力の量、スペック、これらを必要とする理由及びその確保に関する計画を推進機関
---	---

計画を推進機関に提出しなければならない旨 ② <u>一般送配電事業者及び配電事業者</u>は、毎年度、前年度における上記①の計画に対する調整力の活用実績を、推進機関に提出しなければならない旨 ③ <u>一般送配電事業者及び配電事業者</u>は、必要となる調整力を調達する場合は、<u>公募等</u>を行わなければならない旨 (3) 作業停止計画（流通設備又は発電設備について、これらの点検や修繕等の作業を実施するための当該流通設備又は発電設備の停止に関する計画をいう。以下同じ。）の調整に関する事項 ①・② [略] ③ <u>一般送配電事業者及び配電事業者並びに当該一般送配電事業者又は当該配電事業者</u>の電力系統に接続する電気工作物を維持し、及び運用する電気供給事業者は、作業事故や供給支障を生じさせることのないよう、設備を停止する際の作業停止手順を予め定めなければならない旨並びに作業停止計画及び作業停止手順に基づき、相互に協調して作業を行わなければならない旨 (4) [略] (5) <u>一般送配電事業者及び配電事業者</u>は、広域的な周波数の調整を行うための手順等に従い必要な措置を講じる旨 (6) 下げ代不足の場合に関する事項 ① 軽負荷期等に、供給力の量が需要の量を上回った場	に提出しなければならない旨 ② <u>一般送配電事業者</u>は、毎年度、前年度における上記①の計画に対する調整力の活用実績を、推進機関に提出しなければならない旨 ③ <u>一般送配電事業者</u>は、必要となる調整力の<u>公募調達等</u>を行わなければならない旨 (3) 作業停止計画（流通設備又は発電設備について、これらの点検や修繕等の作業を実施するための当該流通設備又は発電設備の停止に関する計画をいう。以下同じ。）の調整に関する事項 ①・② [略] ③ <u>一般送配電事業者及び当該一般送配電事業者</u>の電力系統に接続する電気工作物を維持し、及び運用する電気供給事業者は、作業事故や供給支障を生じさせることのないよう、設備を停止する際の作業停止手順を予め定めなければならない旨並びに作業停止計画及び作業停止手順に基づき、相互に協調して作業を行わなければならない旨 (4) [略] (5) <u>一般送配電事業者</u>は、広域的な周波数の調整を行うための手順等に従い必要な措置を講じる旨 (6) 下げ代不足の場合に関する事項 ① 軽負荷期等に、供給力の量が需要の量を上回った場
--	---

合における電源の出力制御に係る順位については以下を基本とする旨 イ <u>一般送配電事業者及び配電事業者</u>があらかじめ確保する調整力、<u>一般送配電事業者及び配電事業者</u>からオンラインでの調整ができる火力発電等の出力抑制（※１）<u>並びに</u>揚水式発電機の揚水運転 ロ <u>一般送配電事業者及び配電事業者</u>からオンラインでの調整ができない火力発電等の出力抑制（※１、※２、※３） ハ～ヘ [略] ト 長期固定電源の出力抑制 ※１・※２ [略] ※３ オンライン調整が可能な発電用の電気工作物であっても、<u>一般送配電事業者及び配電事業者</u>からオンライン指令する契約をしない場合には、オンラインでの調整ができない火力発電設備等を含む。 ※４ [略] ※５ <u>再生可能エネルギー電気特措法</u>の対象電源と<u>再生可能エネルギー電気特措法</u>の対象外電源は同列とする。ただし、<u>再生可能エネルギー電気特措法</u>の対象電源間の出力抑制の順序は、<u>再生可能エネルギー電気特措法</u>関連法令等に従うこととする。	合における電源の出力制御に係る順位については以下を基本とする旨 イ <u>一般送配電事業者</u>があらかじめ確保する調整力<u>及び一般送配電事業者</u>からオンラインでの調整ができる火力発電等の出力抑制（※１）<u>及び</u>揚水式発電機の揚水運転 ロ <u>一般送配電事業者</u>からオンラインでの調整ができない火力発電等の出力抑制（※１、※２、※３） ハ～ヘ [略] ト 長期固定電源の出力抑制 ※１・※２ [略] ※３ オンライン調整が可能な発電用の電気工作物であっても、<u>一般送配電事業者</u>からオンライン指令する契約をしない場合には、オンラインでの調整ができない火力発電設備等を含む。 ※４ [略] ※５ <u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号。以下「再エネ特措法」という。）</u>の対象電源と<u>再エネ特措法</u>の対象外電源は同列とする。ただし、<u>再エネ特措法</u>の対象電源間の出力抑制の順序は、<u>再エネ特措法</u>関連法令等に従うこととする。
---	---

② [略] ③ <u>一般送配電事業者及び配電事業者</u>は、抑制指令を受けた者に対して、運用状況と実施した指令内容について説明責任を負う旨、上記①ロ以降の抑制指令を行った場合は事後検証用のデータを推進機関に提出しなければならない旨 (7)・(8) [略] (9) 災害等扶助交付金の交付申請に関する事項 <u>一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者</u>は、電気工作物の災害その他の事由による被害からの復旧に関する費用の一部について、推進機関に対して、<u>第28条の40第2項第1号</u>に掲げる交付金の交付を申請できる旨 (10)(1) から (9) までのほか、審議会等を踏まえ、<u>電気供給事業者</u>が、運用業務を実施する上で指針とすべき事項 8. <u>省令第13条第6号</u>に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること (1) <u>一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者</u>は、系統情報ガイドラインに関する考え方の内容を踏まえ、系統情報の公表を行わなければならない旨 (2) [略] [削る]	② [略] ③ <u>一般送配電事業者</u>は、抑制指令を受けた者に対して、運用状況と実施した指令内容について説明責任を負う旨、上記①ロ以降の抑制指令を行った場合は事後検証用のデータを推進機関に提出しなければならない旨 (7)・(8) [略] (9) 災害等扶助交付金の交付申請に関する事項 <u>一般送配電事業者及び送電事業者</u>は、電気工作物の災害その他の事由による被害からの復旧に関する費用の一部について、推進機関に対して、<u>第28条の40第2項</u>に掲げる交付金の交付を申請できる旨 (10)(1) から (9) までのほか、審議会等を踏まえ、<u>電気事業者</u>が、運用業務を実施する上で指針とすべき事項 7. <u>省令第13条第5号</u>に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること (1) <u>一般送配電事業者</u>は、系統情報ガイドラインに関する考え方の内容を踏まえ、系統情報の公表を行わなければならない旨 (2) [略] (3) <u>一般送配電事業者は、供給区域のインバランス量を推進機関に提出しなければならない旨</u>
--	--

備考 表中の [] は注記である。